

|            | 部 局 等 | 補助事業者<br>等<br>(事業主体) | 補助事業等             | 年 度 | 事 業 費   | 左に対する<br>国庫補助金等<br>交付額 | 不当と認<br>める事業<br>費 | 不当と認<br>める国庫<br>補助金等<br>相当額 | 摘 要                                                      |                       |
|------------|-------|----------------------|-------------------|-----|---------|------------------------|-------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|
|            |       |                      |                   |     | 千円      | 千円                     | 千円                | 千円                          |                                                          |                       |
| (7)        | 内閣府本府 | 宮 城 県                | デジタル田園都市国家構想推進交付金 | 4   | 11,222  | 5,611                  | 5,045             | 2,522                       | 実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの                        | 第3章 第1節 第1 内閣府(内閣府本府) |
| (8)        | 神奈川県  | 秦 野 市                | 同                 | 4   | 41,745  | 20,872                 | 10,376            | 5,188                       | 交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの                   |                       |
| (9)        | 福岡県   | 小 郡 市                | デジタル田園都市国家構想交付金   | 5   | 61,510  | 30,755                 | 21,904            | 10,952                      | サービスの利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用を交付対象事業費に含めていたもの         |                       |
| (10)       | 熊本県   | 熊 本 市                | デジタル田園都市国家構想推進交付金 | 4   | 36,831  | 18,415                 | 21,374            | 10,687                      | 交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用を交付対象事業費に含めていたものなど |                       |
| (7)～(10)の計 |       |                      |                   |     | 151,309 | 75,654                 | 58,700            | 29,350                      |                                                          |                       |

**地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,340,000 円)**

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(以下「交付金」という。)は、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援することなどを目的として、「地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱」(令和2年府政経運第43号)等に基づき、就職氷河期世代に特化した相談支援等を行う地域就職氷河期世代支援加速化事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)の一部を国が都道府県等に対して交付するものである。

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱(令和2年府政経運第44号)によれば、都道府県等は交付金の交付決定通知を受ける前(以下「交付決定前」という。)に交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ内閣総理大臣に対して地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書等(以下「交付決定前着手申請書等」という。)を提出し、その承認を受けて着手することができることとされている。また、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金に関する Q&A(第6版)」(令和2年地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室事務連絡)等によれば、交付決定前の事業着手に関して、委託事業者との契約については事業着手に当たるとされている。

本院が、17 都道府県及び 19 市区において会計実地検査を行ったところ、1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

| 部 局 等      | 交付金事業<br>者<br>(事業主体) | 交付金事業                         | 年 度 | 交付対象<br>事業費 | 左に対す<br>る交付金<br>交付額 | 不当と認<br>める交付<br>対象事業<br>費 | 不当と認<br>める交付<br>金相当額 |
|------------|----------------------|-------------------------------|-----|-------------|---------------------|---------------------------|----------------------|
| (11) 内閣府本府 | 堺 市                  | 地域就職氷<br>河期世代支<br>援加速化交<br>付金 | 3、4 | 千円<br>3,120 | 千円<br>2,340         | 千円<br>3,120               | 千円<br>2,340          |

堺市は、令和3年度及び4年度に、職業的な自立に向けた就労支援を目的とする「堺市ユースサポートセンター(堺サポステ)事業」を実施するとして、交付申請書を3年度分は3年3月23日に、4年度分は4年3月18日にそれぞれ内閣府本府に提出し、同府の審査を経て、これらにより3年4月1日及び4年4月1日にそれぞれ同府から交付金の交付決定を受けていた。そして、同市は、就職氷河期世代の相談支援に係る経費として3年度1,560,000円(交付対象事業費同額)、4年度1,560,000円(交付対象事業費同額)をそれぞれ要したとして同府に実績報告書を提出し、同府の審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより計2,340,000円の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付決定日である3年4月1日及び4年4月1日より前の2年3月24日に委託契約を締結して交付対象事業に着手していた。そして、当該契約は、2年4月1日から5年3月31日までの3か年を履行期間とした契約となっていて、その事業費のうち、3、4両年度における就職氷河期世代の相談支援に係る経費を3、4両年度の交付対象事業費として計上していた。また、同市は、同府に対して交付金の交付決定前着申書等を提出しておらず、その承認を受けていなかった。

したがって、3、4両年度におけるそれぞれの交付対象事業費1,560,000円の計3,120,000円は全額が交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金計2,340,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同府において交付金の交付申請時等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

### (3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 10,306,000円

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,007,000円)

| 部 局 等    | 補助事業者<br>等<br>(事業主体) | 補助事業等                   | 年 度 | 事 業 費         | 左に対す<br>る国庫補<br>助金等交<br>付額 | 不当と認<br>める事業<br>費 | 不当と認<br>める国庫<br>補助金等<br>相当額 |
|----------|----------------------|-------------------------|-----|---------------|----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| (12) 高知県 | 宿毛市                  | デジタル田<br>園都市国家<br>構想交付金 | 4   | 千円<br>253,396 | 千円<br>64,060               | 千円<br>16,015      | 千円<br>8,007                 |

この交付金は、地域再生法(平成17年法律第24号)、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年府地創第414号等。以下「制度要綱」という。)、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)交付要綱(平成29年府地事第89号等)等に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される施設(以下「整備対象施設」という。)の新築、増築及び改築等の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「効果促進事業」という。)等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。